

医療安全管理指針

1. 基本理念

整形外科センター西能病院の基本理念及び目標に基づき、事故のない安全な医療を提供するためには、疾患を対象とした治療や、職種や所属部署単位で追求する医療の質だけでなく、医療の受け手である患者の視点を含めた病院全体として安全な医療を考え、医療の質を向上させなければならない。

医療に係わる安全管理は、日頃から安全性の高い医療を提供することによって事故を未然に防止し、また発生した事故に対して、迅速に公平で透明性のある対応を行うことにより社会的信頼を維持する必要がある。

2. 目標

理念に基づき、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、病院全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推進することにより、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えること。

3. 組織及び体制

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき以下の役職、組織及び体制を設置する。

- (1) 医療安全管理室
- (2) 医療安全管理者
- (3) 医療安全委員会
- (4) 医療に係わる安全確保を目的とした報告
- (5) 医療に係わる安全管理のための研修

4. 報告などに基づく医療に係わる安全確保を目的とした改善策

- (1) 報告（ヒヤリハット・インシデント・アクシデント等）
- (2) 報告に基づく情報収集
- (3) 報告内容の検討・改善策の策定

5. 安全管理のための指針・マニュアルの整備

安全管理のための指針・マニュアルの整備・作成・見直しをする。

6. 医療安全管理のための研修

研修計画に従い、1年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する。

7. 事故発生時の対応

- (1) 救命措置の最優先
- (2) 病院長・理事長への報告
- (3) 患者・家族・遺族への説明
- (4) 院内事故調査委員会設置（医療事故調査・支援センターに報告）

8. 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との状況の共有に努めるとともに、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理者が対応する。